



厚生労働省

島根労働局

Press Release

島根労働局発表
平成29年10月30日

担 当	島根労働局 労働基準部
	監督課長 吉野 勇希
	専門監督官 元行 展久
	電話：0852-31-1156

11月は「過労死等防止啓発月間」です

労働局長が長時間労働の削減に取り組む企業を訪問します

島根労働局（局長：浅野^{あさの}茂充^{しげみつ}）では、11月の「過労死等防止啓発月間」に合わせて実施する「過重労働解消キャンペーン」（※）の取組の一環として、県内の過重労働解消に向けての機運の醸成を図るため、下記のとおり局長が長時間労働の削減に積極的に取り組む管内の企業（ベストプラクティス企業）を訪問し、具体的な取組内容を確認するとともに、広く紹介することとします。

労働局長訪問の概要

- 日時 平成29年11月13日（月）
午後4時00分から午後5時00分頃まで
- 訪問企業 株式会社山陰合同銀行（松江市魚町10番地）
- 日程等 別紙のとおり

（※）裏面参照

(※) 平成 26 年 11 月に施行された「**過労死等防止対策推進法**」において、毎年 11 月は「**過労死等防止啓発月間**」とされています。このため、島根労働局では、同月間において、過労死等の一つの要因である長時間労働の削減等、過重労働解消に向けた集中的な周知・啓発等の取組を行う「**過重労働解消キャンペーン**」を実施します。

「過重労働解消キャンペーン」期間中における主な取組

- ① 労働局長による長時間労働削減に向けた取組企業（ベストプラクティス企業）への職場訪問の実施
- ② 使用者団体、労働組合等に対する過重労働解消に向けた周知啓発の協力要請
- ③ 過重労働が行われていると疑われる事業場等への重点監督の実施
- ④ 無料電話相談会の実施
- ⑤ 「過重労働解消のためのセミナー」開催
11 月 14 日（火）14:00～16:30（於：松江テルサ）
- ⑥ 「過労死等防止対策推進シンポジウム」開催
11 月 22 日（水）13:00～16:00（於：パルメイト出雲）

- 1 日 時 平成 29 年 11 月 13 日（月）午後 4 時 00 分～午後 5 時 00 分頃まで
- 2 訪問企業 株式会社山陰合同銀行
取締役頭取 石丸 文男
松江市魚町 10 番地（電話 0852-55-1000）
- 3 出席者 島根労働局：労働局長、労働基準部長、監督課長 ほか
株式会社山陰合同銀行：取締役頭取、人事部長 ほか
- 4 趣旨目的 労働局長が長時間労働の削減に向けて積極的に取り組んでいる県内企業を訪問し、具体的な取組状況について企業トップと意見交換を行うとともに取組事例が目視できるものについては視察し、これを広く紹介すること等により、県内における過重労働解消に向けた機運の醸成を図るものです。
- 5 日 程 16:00～16:20 まで公開、16:20 以降は非公開となります。
16:00～16:05（5分） 島根労働局長挨拶
16:05～16:10（5分） 監督課長から訪問趣旨の説明
16:10～16:20（10分） 取締役頭取から事業概要及び長時間労働削減に向けた取組等の説明
16:20～16:40（20分） 局長による職場視察
16:40～17:00（20分） 局長と行員との意見交換
17:00～17:02（2分） 島根労働局労働基準部長挨拶
- 6 場 所 訪問企業 11 階応接室
- 7 お 願 い 取材時は、許可された場所以外での撮影等のご遠慮願います。
また、取材を予定されている社におかれましては、11月10日（金）17時までに島根労働局監督課へご連絡ください。